

随意契約理由書

1 案件名称

住民基本台帳ネットワークシステム端末等機器 一式

2 契約の相手方

NEC キャピタルソリューション株式会社

3 随意契約理由

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「本システム」という。）端末等機器は、NEC キャピタルソリューション株式会社と平成 26 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで長期継続契約にて機器の保守を盛り込んだリース契約を行っている。

本システムのサーバが OS のサポート期間が終了することに伴い、平成 32 年 1 月より機種更新をおこなうが、それと同時に本システムのサーバと共通設定、プログラムで運用している端末についても、OS のサポート期間が平成 31 年 12 月に終了するため機種更新をおこなう必要がある。

現行契約終了とともに機種更新をおこなうと機種更新後のサーバとの連携作業及び動作確認等の期間の約 1 ヶ月間システムの操作がおこなうことが不可能になる。

そのため、サーバの機種更新までの 1 年間リース契約での新規発注を行うか、現行機器の再リースを行うか検討を行ったところ、OS のサポート期間が 1 年以上残っているため、継続使用することに問題はなく、再リースを行うほうが新規契約を行うより経済的であることから当該契約を行うに相当な妥当性及び合理性があると判断できるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により特名随意契約をおこなう。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7339）